

9月定例議会

令和2年青梅市議会定例会9月定例会が、9月1日(火)の午前10時から予定されています。

初日に予定されている内容は、議案審議、一般質問などです。

詳細な日程については、市議会ホームページまたは8月5日発行の「おうめ市議会だより」をご覧ください。

原則としてごなたでも傍聴できますので、お出かけください。市議会では、ホームページで定例議会の内容や市議会議員の紹介など、市議会の情報をお伝えしています。また、本



市議会ホームページ

お問い合わせ 議会事務局

買物代行サービスを開始します

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出に不安を感じている高齢者、障害者、妊産婦を対象として、食品や日常生活用品などの生活に必要な買物を代行するサービスを開始します。

事業者を募集しています。買物代行サービスを実施する事業者を随時募集しています。

応募条件等は、ホームページ(記事ID: 23381)をご覧ください。申し込み 令和3年2月26日(必着) までに高齢者支援課(市役所1

出産した方
利用方法 対象となる方には、利用案内と9月1日〜令和3年3月31日に使用できる、10回分の利用券を送付します。事業者(市ホームページに掲載し、随時更新)へ連絡し、買物の代行を依頼してください。

対象となる方へ
対象 在宅で、次のいずれかに該当する方
▽75歳以上で一人暮らしの方、75歳以上のみの世帯の方
▽身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
▽現在妊娠中または令和2年1月1日以降に

利用料金 1回300円
※利用後に利用券を添えて事業者へ支払い
※買物の代金は全額自己負担
お問い合わせ 高齢者支援課 地域支援係

利用案内と9月1日〜令和3年3月31日に使用できる、10回分の利用券を送付します。事業者(市ホームページに掲載し、随時更新)へ連絡し、随時更新)へ連絡し、買物の代行を依頼してください。

子育て世帯生活支援臨時給付金の支給

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している子育て世帯の生活を支援するため、市独自の取り組みとして、子育て世帯生活支援臨時給付金を支給します。

対象 次の要件のすべてに該当する世帯の世帯主
▽令和2年7月1日において、青梅市の住民基本台帳に記録されている世帯
▽平成14年4月2日〜令和2年8月31日に出生した方(児童養護施設、障害児入所施設等の入居者等を除く)がいる世帯

申請方法 9月15日(消印)までに申請書に必要書類(下表参照)を添付し、郵送で新型コロナウイルス感染症対策給付金担当へ
※感染症拡大防止のため、直接持参は不可
お問い合わせ 新型コロナウイルス感染症対策給付金担当

必要書類	
令和2年1月1日時点の住民票所在地が青梅市の方	①世帯主の本人確認書類のコピー(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど、いずれか1点) ②世帯主本人名義の預金口座が確認できる書類のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が分かるもの)
令和2年1月1日時点の住民票所在地が青梅市以外の方 (世帯主、同一世帯の全員が2年度市町村民税非課税である場合のみ申請可)	上記①②のほか、次の③④も必要です。 ③世帯主の令和2年度非課税証明書(2年1月1日時点の住民票所在地の市町村取得) ④同一世帯の全員の令和2年度非課税証明書(世帯主の扶養親族となっている場合は不要)

※対象となる可能性がある方で、配偶者からの暴力を理由に住民票を異動できない場合は、ご相談ください。

特別定額給付金(10万円給付)の申請はお済みですか?

特別定額給付金(10万円給付)の申請は、8月31日(月)までです。期限を過ぎてしまうと、受け付けできませんので、まだ申請が済んでいない方は、期限までに手続きを済ませてください。



お問い合わせ 福祉総務課

青梅市総合防災訓練

本年度の青梅市総合防災訓練は、11月29日(日)を予定しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、変更、縮小、中止となる場合があります。

詳細は、広報おうめ、市ホームページ等に掲載します。
お問い合わせ 防災課

青梅市事業者支援臨時給付金の給付

新型コロナウイルス感染症による市内の経済活動への影響を踏まえ、国・都、青梅市からの事業者向け支援や融資等を受けている、または、売り上げの減少の実態がある市内の中小企業者、個人事業主、特定非営利活動(NPO)法人に対し、事業活動を支援するため1事業者当たり10万円の臨時給付金を給付します。

対象 次の要件をすべて満たす中小企業者、個人事業主、特定非営利活動(NPO)法人
▽市内に事業所、店舗等が所在すること
▽令和2年7月31日以前から事業を開始しており、申請時点で事業を継続する意思があること
▽次の①または②のいずれかに該当すること
①新型コロナウイルス感染症に関する国、都、青梅市からの事業者

向け支援や融資等を受けていること
②前年同月比で15%以上売り上げが減少したことが証明できること
給付金額 1事業者当たり10万円
※市内に複数の事業所、店舗等が所在する場合でも、1事業者として数えます。
申請方法 8月19日〜令和3年1月15日(消印)に市ホームページからダウンロードした申請書に必要な書類を添付のうえ、封筒に「臨時給付金申請書類在中」と記入し、郵送で商工観光課へ
※市役所1階ロビー、青梅商工会議所(上町373-1)に設置する投票箱への提出も可
お問い合わせ 青梅市事業者支援臨時給付金サポートセンター(青梅商工会議所内) ☎23・0111(午前8時30分〜午後5時)
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く